

令和5年3月29日

今治市建築審査会議事録

今治市 建設部 都市政策局 建築課

令和4年度 第1回今治市建築審査会議事録（概要）

- 1 日 時 令和5年3月29日（水） 午前10時～午前10時45分
- 2 場 所 今治市役所 第2別館11階 特別会議室1号、2号
- 3 議 題 (1) 建築基準法第48条第3項ただし書の規定による許可に関する件
(2) 建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可に関する件(報告)
- 4 出席者 (委員 五十音順)
- 石丸真智子 委員
井手 克彦 委員
大野 順作 委員
窪田 秀敏 委員
田中 宏明 委員
檜垣圭之介 委員
寄井真二郎 委員
- (事務局)
- | | |
|-------------|-------|
| 建設部長 | 佐伯 洋一 |
| 都市政策局長兼建築課長 | 越智 直紀 |
| 建築課長補佐 | 野村 文昭 |
| 建築課審査担当係長 | 京極 征樹 |
| 建築課審査担当主査 | 池川 拓哉 |

今治市建築審査会

建築課長

定刻が参りました。ただいまより、令和4年度第1回今治市建築審査会を開催いたします。
委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私、建築課長の越智でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま委員全員がご出席されており、本審査会は有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

また、本日の傍聴人はいませんことを併せてご報告させていただきます。

ここで、建設部長の佐伯洋一より皆様にご挨拶を申し上げます。

建設部長

建設部長の佐伯でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から今治市の建築行政に関しまして何かとお世話になっておりますこと厚く御礼申し上げます。また、本日はご多忙中にもかかわらず、令和4年度第1回今治市建築審査会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ここで、皆様にご報告がございます。昨年10月に千葉市で開催されました全国建築審査会長会議におきまして、大野会長が全国建築審査会協議会表彰を授賞されました。

これは、長年にわたり建築行政の推進に多大な貢献をされた業績をたたえるものでございます。大野会長、誠におめでとうございます。皆様で拍手をお送りいたしたいと思っております。

(委員：拍手)

皆様ありがとうございます。大野会長、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、本日の議事内容でございますが、1番目といたしまして、『建築基準法第48条第3項ただし書の規定による許可に関する件』で、建築物の用途制限に係るものでございます。2番目といたしまして、『建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可に関する件(報告)』で、敷地と道路の接道に係るものでございます。

委員の皆様のご忌憚のないご審議をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

建築課長

それでは、審査会の開催にあたりまして、大野会長からご挨拶をいただきたいと存じます。

会 長

皆様、おはようございます。

本日は、ご多忙中にも関わりませず、今治市建築審査会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

当建築審査会は、建築基準法に基づき、この法律に規定する同意や審査請求に対する裁決についての議決を行う機関でございます。

令和7年4月からは、住宅を含む全ての建築物について省エネ基準への適合が義務付けられることや、木造建築物の建築確認の審査制度が見直しされること等、手続きに係る改正が予定されておりました、変わりゆく建築行政において、審査会の役割も一層重要になってまいります。

委員の皆様には審査会の運営にご意見、ご協力をいただけたらと思っております。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

建築課長

ありがとうございました。

それでは、これより先の議事進行は、大野会長にお願いしたいと思います。大野会長よろしく願いいたします。

会 長

それでは、これより議事を進めてまいります。

まず、議事録署名人の指名をさせていただきます。

本日は、檜垣委員さんと石丸委員さんのご両名を指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、議事録の公開についてお諮りいたします。

今治市附属機関等の会議録の作成及び公開に関する要綱の規定によりまして、議事録については原則公開といたしますが、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないけれども、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものにつきましては非公開といたします。

また、発言者及び発言内容等を市のホームページに掲載することとされておりますが、委員の皆さまに率直な意見をいただくため、発言者の氏名は公表しないことといたしたいと思います。

いますが、いかがでしょうか。

委員

異議なし。

会長

よろしいでしょうか。異議なしということですので、議事録については、発言される方の氏名を伏せて、一部公開とさせていただくことにいたします。

これから議題の審議をさせていただきますが、議題1についてはフジグループに關しての審議がございまして、本審査会の寄井委員様がフジグループの役員をされているということでありまして、このような公の会でございますから、何かとご迷惑がかかることも想定できますので、この議題1に關しましては、寄井議員様に一時退席していただきます。よろしいでしょうか。

それでは、議題1「建築基準法第48条第3項ただし書の規定による許可に関する件」について事務局より説明を求めます。

事務局 (資料にて説明)

会長

以上で事務局の説明は終わりました。何かご質問、ご意見はございませんか。

A委員

聴聞会でも質問があったようですが、物品の搬入について、どこから搬入する計画になっているのか、もう一度、平面図で確認いたしたいのですが。

事務局

平面図の右下の方をご覧くださいと、点線表示でトラックが2台表示されているところがあります。そこが物品の搬入ヤードとなっております。

A委員

そこだけでしょうか。資料の内容ですと、他にいくつか搬入口があるように読み取れます

が。

事務局

聴聞会の申請者側の回答といたしましては、その他にもオープン前などについては、国道側からの搬入についても計画しているとの回答がありました。

A委員

西側の道路からの搬入の計画はないのでしょうか。

事務局

搬入に関しては、東側からと国道側からを計画していると聞いております。

A委員

わかりました。

それから、幅員4.4m程度の東側の市道についてですが、フジの方で自主後退いた部分も含めて、道路と一体として使用できるということでしょうか。

また、幅員4.7m程度の西側の市道についても、同様に自主後退した部分も含めて、道路と一体として使用できるということでしょうか。

事務局

その通りでございます。図面の市道部分をみていただくと、線が2本入っていきまして、それが市道の線と自主後退した線を表しております。自主後退部分も含めて、今後も道路として使用しても構わないとの回答がありました。

A委員

その道路については敷地内ですが、通行に関しては市民に開放していると解釈したので構わないのでしょうか。

事務局

その通りでございます。

会 長

他にご意見はございませんか。

無いようですので、許可について同意することといたしたいと思いますがいかがでしょうか。

委 員

異議なし。

会 長

はい。異議なしとのことですので、当審査会は同意することといたします。

会 長

続きまして、議題2「建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可に関する件（報告）」に移ります。事務局より説明を求めます

事務局（資料にて説明）

会 長

今の事務局の説明に関しまして、何かご質問やご意見はございませんか。

B委員

許可の件数について、令和3年度が1件に対して、令和4年度が23件ということで、かなり件数が増えているのですが、これは何か背景があるのでしょうか。

事務局

前回の建築審査会を令和3年度末に開催させていただいております。それまでの許可については、その建築審査会で報告をさせていただいております。その報告以降に基準7の許可案件が1件ございましたので、今回の審査会で報告させていただく令和3年度分の許可については1件となっております。

会 長

その他、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

委 員 (意見なし)

会 長

特にないようでしたら、以上を持ちまして本日の議事はすべて終了しましたが、全体を通してご意見ご質問はございませんでしょうか。

委 員 (意見なし)

会 長

それでは、これにて、令和4年度第1回今治市建築審査会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(終 了)